

「埼玉県マスコット「コバトン」」

令和4年版

計量業務実績概要

(令和3年度事業)

埼玉県計量検定所

はじめに

私たちが安定した社会生活を営むためには、経済・産業活動の根幹をなす計量制度が各種の取引や証明の場を通して正しく運用され、相互の信用・信頼が担保されることが必要です。

計量制度の柱となるのが計量法であり、埼玉県計量検定所では、法に基づき正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため様々な活動を行っています。

グローバル化が進展し国内外から様々な影響を受け、経済・産業活動は複雑かつ多様化する一方です。また、自立した消費者の成長、消費者意識の高まりや地球規模の環境保護の動き、そして、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大など社会情勢は常に変化し続けています。

このような中、計量制度を的確に運用し維持していくため、計量検定所の業務は、より一層重い責務を担っております。

今後も職員一丸となって適正な計量行政の推進に努め、安心・安全な社会生活の実現を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

本書は、令和3年度に検定所が行った業務の実績をまとめたものです。

業務内容を御理解いただくとともに、参考資料としてご利用いただければ幸いです。

令和4年8月

埼玉県計量検定所長
浜 雅俊

目 次

第1 あらまし

1 所掌事務	1
2 沿革	1
3 所在地・敷地・建物	2
4 担当別職員構成	3
5 組織と事務分掌	3
6 歳入・歳出	4
(1) 歳入実績	4
(2) 歳出実績	5

第2 業 務

1 検定、装置検査及び基準器検査	6
(1) 検定個数及び手数料	6
(2) 基準器検査実績	7
(3) 器種別検定等実績	7
(4) 検定等及び基準器検査の年度別推移	8
2 定期検査	9
(1) 定期検査概況	9
(2) 定期検査総括表	10
(3) 定期検査集計表	11
ア 県による検査	11
(ア) 集合検査	11
(イ) 巡回検査	12
(ウ) 巡回検査 電気	13
イ 指定定期検査機関による検査	15
(ア) 電気式はかり	15
(イ) 中型はかり	16
(ウ) 大型はかり	17
(4) 定期検査の年度別推移	18
3 計量証明検査	19
(1) 検査総括表	19
(2) 検査集計表(指定計量証明検査機関による検査)	20
(3) 検査年度別推移	21
4 計量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査	22
(1) 代検査総括表	22
(2) 代検査集計表	23
ア 定期検査に代わる計量士による検査	23
イ 計量証明検査に代わる計量士による検査	24
(3) 適正計量管理事業所の検査集計表	24

(4) 代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移	25
5 立入検査	26
(1) 商品量目立入検査(食品小売店舗)	26
(2) 質量計の立入検査	27
(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査	27
(4) ガスメーター書類帳簿検査	27
(5) 登録事業者等の立入検査	28
6 登録及び届出	28
(1) 計量士の登録	28
(2) 計量関係事業者の登録及び届出	29
(3) 質量標準管理マニュアルの届出	29
7 適正計量管理事業所の指定	30
8 計量相談等	30
9 計量思想の普及・啓発事業	30
(1) イベント等の開催	30
(2) 計量強調月間	30
10 会議・講習会等	31
(1) 市町村計量行政連絡会議	31
(2) 埼玉県・特定市計量行政連絡協議会	31
(3) 主任計量者試験	31

第3 参考資料

1 検定検査設備等の保有状況	32
(1) 基準器	32
(2) 主な検定検査用具等	33
2 製造・修理事業届出状況	34
3 特定市等の状況	35
(1) 計量事務の権限移譲状況	35
(2) 特定市の定期検査の実施対象地域	35
4 計量団体	36

第1 あらまし

1 所掌事務

埼玉県計量検定所は、埼玉県計量検定所設置条例（平成5年11月1日埼玉県条例第48号）により設置され、埼玉県行政組織規則に基づき、次の事務を所掌している。

- (1) 特定計量器の検定及び装置検査並びに基準器検査に関すること。
- (2) 特定計量器の定期検査及び計量証明検査に関すること。
- (3) 正確な特定計量器等の供給の確保に関すること。
- (4) 計量思想の普及に関すること。
- (5) 前各号のほか、適正な計量の実施の確保に関すること。

2 沿革

- 明治8年 度量衡取締条例の制定（8月5日）に伴い、業務を開始した。
- 明治24年 度量衡法（明治24年3月23日法律第3号公布・明治26年1月1日施行）の制定に伴い、埼玉県度量衡検定所を設置した。
- 昭和18年 浦和市常盤8-1-2に独立庁舎を建設、昭和19年10月に移転した。
- 昭和27年 計量法（昭和26年法律第207号公布・昭和27年3月1日施行）の制定に伴い、名称を埼玉県計量検定所と改めた（3月1日）。
- 昭和31年 埼玉県訓令第22号により、地方行政機関となった。
- 昭和32年 庶務係及び計量係を新設（12月1日）。
- 昭和35年 行政組織規則の改正に伴い、係制を課制に改めた。
- 昭和38年 庶務課、計量第一課、計量第二課の3課制となった。
- 昭和41年 浦和市沼影256-1に新庁舎を建設し、移転（4月11日）。同時に計量第三課を設け、4課制（5月1日）となった。
- 昭和43年 次長制を新設。
- 昭和44年 計量第四課を設け、5課制となった。
- 昭和50年 行政組織規則の改正（5月1日）に伴い、課名を庶務課、指導課、検査課、検定第一課及び検定第二課と改めた。
- 昭和51年 行政組織規則の改正（9月1日）に伴い、工業振興課に計量規格係が新設され、計量士の登録、計量器使用事業場の指定、計量特定市の推進及び計量思想の普及の事務を移管した。
- 昭和55年 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、工業振興課の計量規格係が廃止され、計量士の登録計量器使用事業場の指定及び計量思想の普及の事務を移管された。
- 昭和59年 大宮市櫛引町2-254-1に新庁舎を建設し、移転（12月25日）
- 昭和62年 主任計量検定員（係長級）を新設した。
- 平成5年 計量法全部改正（平成4年5月20日法律第51号公布・平成5年11月1日施行）に伴い、埼玉県計量検定所設置条例（平成5年11月1日・埼玉県条例第48号）が制定された。
- 平成12年 地方分権一括法の施行に伴い、埼玉県計量法関係手数料条例（平成12年3月24日・埼玉県条例第31号）が制定された。行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、課制を担当制に改めた。
- 平成14年 社団法人埼玉県計量協会を、新たに指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に指定した（3月26日）。行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、総務担当、企画指導担当、検査検定担当の3担当制となった。

平成19年 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、総務・企画指導担当、検査検定担当の2担当制となった。

平成22年 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、立入検査・登録指導担当、検査検定担当の2担当制となった。



計量検定所旧庁舎

（昭和41年～昭和59年）

浦和市沼影（現さいたま市南区）に所在。

計量器製造メーカーの県内転入に伴う業務量の増加に対応するため、床面積が移転前の297㎡から1,738㎡と、大幅に拡充された。

3 所在地・敷地・建物

所在地	さいたま市北区櫛引町2丁目254番地1	敷地面積：	3,151.22	㎡
建物	[本館] 鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造平屋建）		1,973.6	㎡
	[別棟] 鉄骨造平屋建（タクシメーター装置検査）		175.1	㎡
検査場	[タクシメーター装置検査場]			
	所在地 熊谷市大字久保島682-1（籠原タクシー有限会社敷地内）			
	建物 40.0 ㎡（借り上げ）			

（昭和59年～現在）

東北新幹線の建設に伴い、旧庁舎の敷地が鉄道用地となったため、現在地に移転した。

「コバトン」は平成17年1月から、県内各地で活躍している。



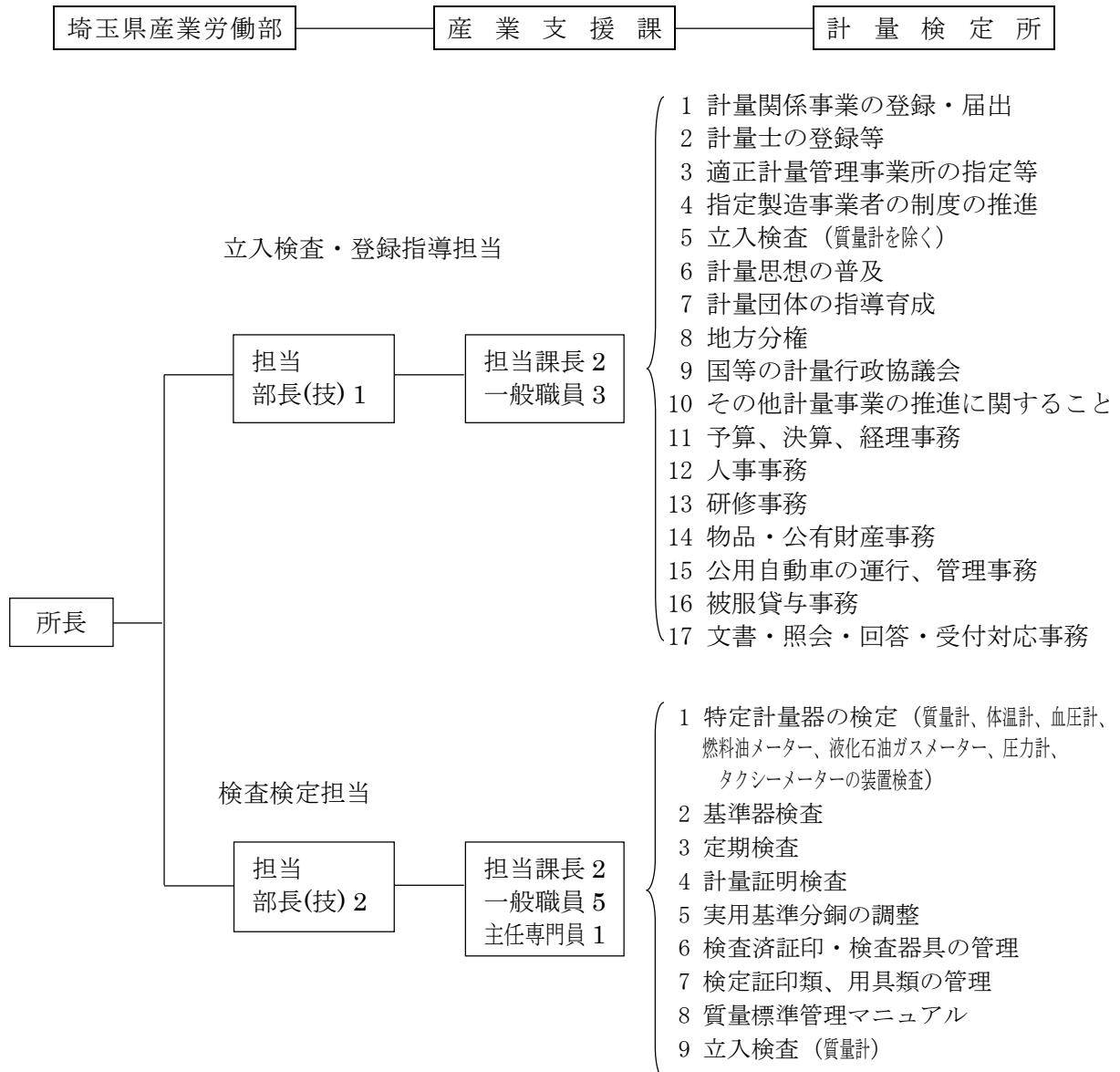
計量検定所現庁舎と埼玉県マスコット「コバトン」

4 担当別職員構成

(令和4年4月1日現在)

	立入検査・登録指導担当		検査検定担当		計		合計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	
所長	1						1
担当部長				1		2	3
担当課長			1	1		2	4
主任			1	1		2	4
主事							
技師				1		3	4
主任専門員						1	1
計	1		2	4		10	17
合計	1	1	2	6	10	17	17

5 組織と事務分掌



6 歳入・歳出

(1) 歳入

(単位：円)

手数料		年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録等 手数料	証明事業登録手数料		108,200	162,300	270,500	108,200	486,900
	証明事業登録証の訂正・再交付		11,100	11,100	14,800	25,900	16,650
	証明事業の登録簿謄本の交付		33,600	42,840	37,800	37,800	32,760
	証明事業の登録簿の閲覧		0	0	0	0	0
	適正計量管理事業所指定手数料		8,100	0	0	0	0
	適正計量管理事業所検査手数料		7,700	0	0	0	0
	指定製造事業の指定検査手数料		0	0	0	0	0
	小計 ①		168,700	216,240	323,100	171,900	536,310
定期 検査	集合検査手数料		1,685,930	1,676,970	1,570,160	1,603,240	1,509,650
	巡回検査手数料		319,060	435,100	1,745,970	1,173,100	1,316,700
	小計 ②		2,004,990	2,112,070	3,316,130	2,776,340	2,826,350
証明検査手数料	③	0	0	0	0	0	
検定手数料	④	9,230,510	7,602,100	7,198,880	8,433,260	7,599,870	
装置検査手数料	⑤	4,840,630	4,769,820	4,812,160	4,390,950	4,223,050	
基準器検査手数料	⑥	479,300	737,320	911,480	184,240	612,780	
商工業手数料 (①～⑥計)		16,724,130	15,437,550	16,561,750	13,008,450	15,798,360	
行政財産使用料		640,237	622,051	886,334	918,581	949,895	
土地建物貸付収入		43,600	38,900	37,885	38,436	32,910	
雑入		0	0	0	0	0	
合計		17,407,967	16,098,501	17,485,969	16,913,707	20,143,825	

(2) 歳 出

(単位：円)

科目	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総務費		2,399,571	180,766	1,299,298	445,914	1,546,612
一般管理費		2,381,900	163,785	1,295,050	0	1,375,530
9 旅費		0	163,785	0	0	0
12 役務費		133,743	0	44,750	0	33,530
18 備品購入費		2,238,257	0	1,248,500	0	1,342,000
27 公課費		9,900	0	1,800	0	0
人事管理費		17,671	16,981	4,248	4,814	1,682
9 旅費		17,671	16,981	4,248	4,814	1,682
財産管理費		0	0	0	441,100	169,400
11 需用費		0	0	0	441,100	169,400
商工費		26,959,512	25,598,980	27,899,831	24,283,339	25,285,710
商工総務費		0	36,000	41,429	76,851	36,405
4 共済費		0	36,000	40,779	76,851	36,405
14 使用料及び 賃借料		0	0	650	0	0
計量検定費		26,959,512	25,562,980	27,858,402	24,206,488	25,249,305
7 賃金		1,157,064	1,042,278	969,737	0	0
9 旅費		1,406,268	1,527,684	890,896	1,053,624	799,740
11 需用費		5,661,152	4,690,762	4,613,972	4,315,030	4,790,740
12 役務費		2,400,020	1,798,173	2,488,580	2,095,151	2,483,534
13 委託料		15,934,998	16,055,873	15,178,427	15,231,767	16,669,841
14 使用料及び 賃借料		264,010	264,010	267,990	343,816	343,650
18 備品購入費		0	0	3,316,500	987,800	0
19 負担金補助 及び交付金		108,900	107,900	107,800	87,000	137,000
27 公課費		27,100	76,300	24,500	92,300	24,800
合計		29,359,083	25,779,746	29,199,129	24,729,253	26,832,322